

# 下関市立大学授業料の分納及び徴収猶予に関する規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 2 5 号

改正 平成 28 年 1 月 25 日規程第 2 号  
平成 31 年 3 月 19 日規程第 7 号  
令和 2 年 7 月 1 日規程第 55 号  
令和 2 年 12 月 18 日規程第 75 号  
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成 19 年規程第 53 号。以下「授業料等徴収規程」という。）第 9 条の規定に基づき分納又は徴収猶予について、必要な事項を定める。

(分納の対象者等)

第 2 条 理事長は、授業料を負担する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該授業料の分納を認めることができる。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により市町村民税が非課税又は均等割のみを納付している者が、授業料等徴収規程別表第 3 に定める納入期限（以下「本来の納入期限」という。）までに授業料を納入することが困難な場合
- (2) 不慮の災害又は疾病等により本来の納入期限までに授業料を納入することが困難な場合
- (3) その他やむを得ない特別な事情があり、本来の納入期限までに授業料を納入することが困難な場合

2 授業料の分納は、前期分については 8 月末までに、後期分については 2 月末までに各 4 回の範囲で行うものとする。

3 理事長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定に関わらず支払回数を決定することができる。

(徴収猶予の対象者等)

第 3 条 理事長は、授業料を負担する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該授業料の徴収猶予を認めることができる。

- (1) 前条第 1 項各号のいずれかに該当し、本来の納入期限後 1 月以内に当該期に納入すべき授業料全額を納入することが可能な場合
- (2) 前条第 1 項各号のいずれかに該当し、分納を用いても授業料の納付が困難であると認められる、やむを得ない特別な事情がある場合

2 前項第 2 号の規定により徴収猶予する場合の納入期限は、本来の納入期限以降 4 月の範囲内とする。

(申請手続)

第 4 条 分納又は徴収猶予（以下「分納等」という。）の申請をしようとする者は、分

納等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、理事長が指定する日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない特別の事情があると認めるときの提出期限は、この限りでない。

2 前項の規定により申請を行う者は、当該事由を証明する書類等の提出を求められた場合は、必要な書類等を申請書に添付し提出しなければならない。

（決定）

第5条 理事長は、申請書を受理し、分納等の決定をした場合は、授業料分納等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、授業料の減免の決定により、授業料の額の全額が免除される場合及び既納の授業料の全部又は一部を還付する場合は、当該通知を省略することができる。

（却下）

第6条 理事長は、申請書を受理し、分納等の却下の決定をした場合、授業料分納等却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第7条 理事長は、分納等の事由が消滅したことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、分納等を行う旨の決定を取り消すことができる。

(1) 下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第44条第1項（下関市立大学特別支援教育特別専攻科規程（令和2年規程第74号）第14条において準用する場合を含む。）又は下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号）第33条第1項の規定により懲戒処分を受けたとき。

(2) 申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。

(3) 分納等の決定を受けた者が納入期限を守らないとき。

2 前項の規定により分納等の決定を取り消された者は、授業料等を一括して理事長の定める日までに納入しなければならない。この場合において、既にその一部を納入しているときは、その残額を納入しなければならない。

（分納等の決定を受けた者の休学等）

第8条 分納等の決定を受けた者が、学期の途中で休学又は退学しようとする際に、未納の授業料があった場合（納期が未到来のものを含む。）、当該事項が発生した日の属する学期の授業料については、これを納付しなければならない。

2 前項に規定された、未納の授業料を納付しない場合は、授業料等徴収規程第7条第2項の規定を適用するものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、分納等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分以後の分納等について適用する。

附 則（平成28年1月25日規程第2号）

この規程は、平成28年1月22日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規程第55号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日規程第75号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日規程第25号）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

学 生	学籍番号	
	氏 名	
授業料 負担者	氏 名	
	携帯電話番号	

授 業 料 分 納 等 申 請 書

授業料の 分納 ・ 徴収猶予 について、下関市立大学授業料の分納及び徴収猶予に関する  
 徴収猶予

規程第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

授業料の <input type="checkbox"/> 分納 ・ <input type="checkbox"/> 徴収猶予		年度 <input type="checkbox"/> 前期分 <input type="checkbox"/> 後期分			
授業料減免申請の有無		<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 半額減免 <input type="checkbox"/> 非該当） <input type="checkbox"/> 無			
分 納	1回目	年	月	日	円
	2回目	年	月	日	円
	3回目	年	月	日	円
	4回目	年	月	日	円
徴 収 猶 予		年	月	日	円
申請理由（具体的に記入）					
世帯構成 （授業料負担者 の同居家族）	続柄	氏 名	年 齢	職 業	年 収

《授業料負担者氏名》 様  
《学籍番号》

公立大学法人下関市立大学  
理事長 印

授業料分納等決定通知書

申請のありました 年度 期分授業料の については、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、決定された納入期限を守られないときは決定を取り消し、又は除籍処分となる場合があります。

記

授業料の分納		納入期限	金額
	1回目	年 月 日	円
	2回目	年 月 日	円
	3回目	年 月 日	円
	4回目	年 月 日	円

授業料の 徴収猶予	納入期限	金額
	年 月 日	円

様式第3号（第6条関係）

下市大総第 号  
年 月 日

《授業料負担者氏名》 様  
《学籍番号》

公立大学法人下関市立大学  
理事長 印

授業料分納等却下通知書

申請のありました 年度 期分授業料の については、下記の理由により却下となりましたので通知します。

記

却下理由